

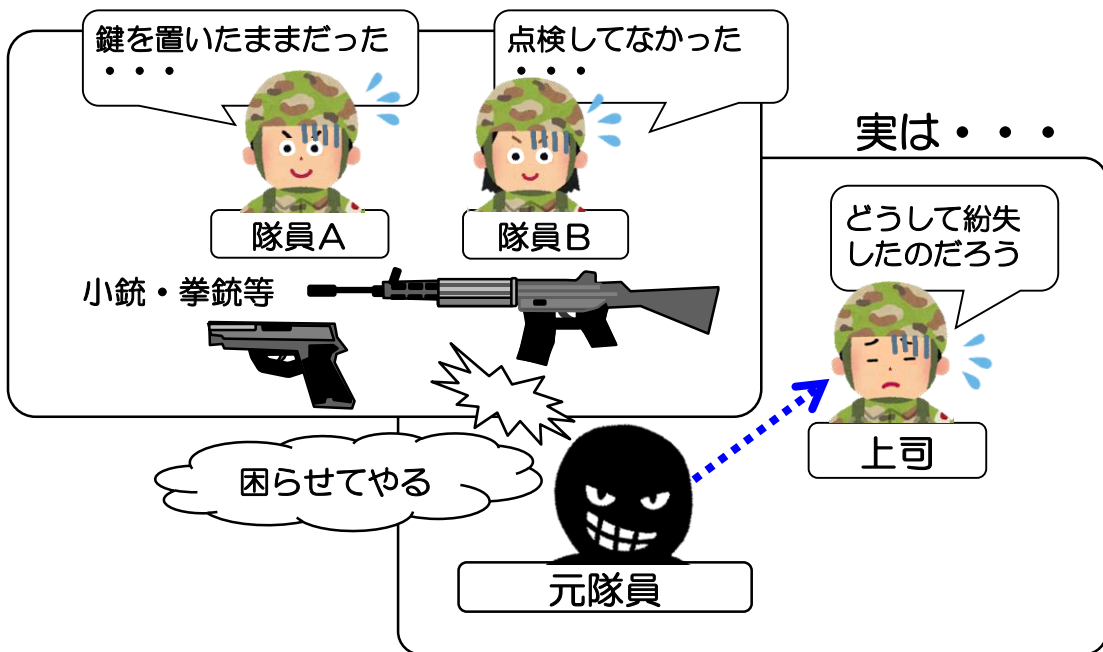
事例1：火器等の紛失

【概要】

隊員A及び隊員Bは当直勤務中に、火器等（小銃1丁、拳銃1丁、その他弾倉等）が武器庫から紛失していることに気づき、警務隊へ通報しました。

警務隊と警察の合同捜査が行われ、警察に別件で逮捕された元隊員が本件被害品の一部を所持していたことから、これを契機に捜査が進展しました。その結果、元隊員が、元上司を困らせるために火器を盗んだことが分かりました。

元隊員が武器庫に侵入できたそもそもの原因は、武器庫等の鍵の管理が日頃から適切になされていなかったことでした。関係者は、停職等の懲戒処分等となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

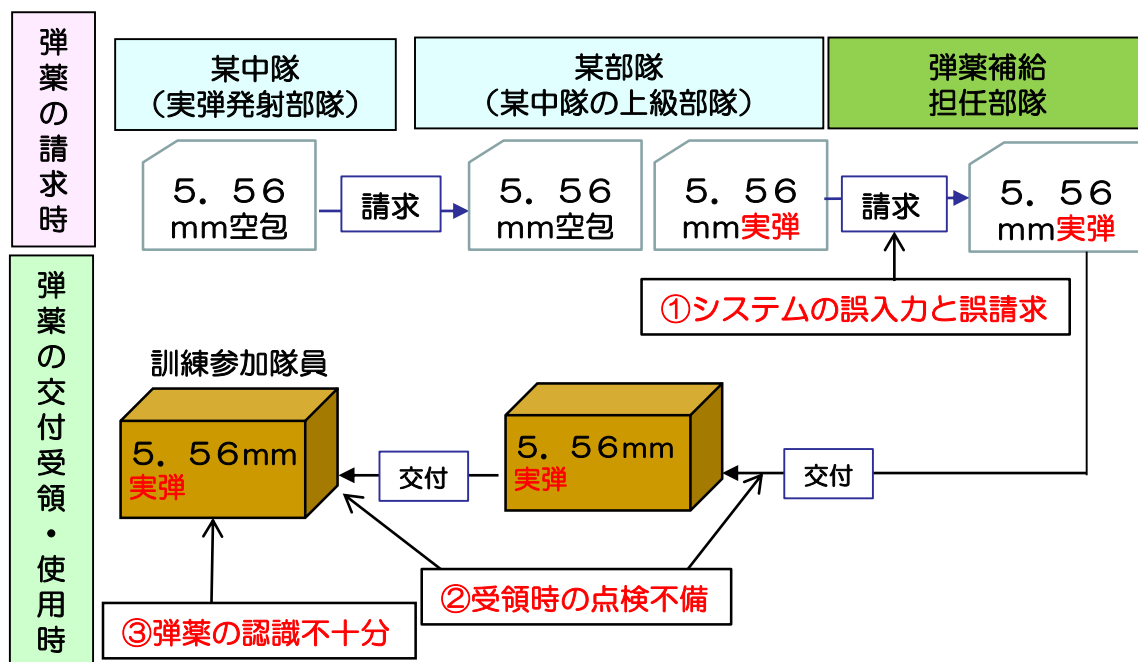
問題となる事象	該当法令等
火器（小銃1丁、拳銃1丁）等の紛失	物品管理法第22条 （保管の原則）
	自衛隊法施行規則第57条第1項第1号 （隊員の遵守事項）

事例2：空砲を使用すべき訓練における実弾の使用

【概要】

某部隊において、部隊訓練で使用する弾薬として、①空包と誤って実弾を請求し、②実弾であることに気付くことなく受領し、③野外訓練を実施した際、空包であるとの認識の下、確認を怠り、実弾を装填した小銃により隊員が射撃を実施しました。

関係者は、停職等の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
弾薬の誤請求 弾薬受領時の点検不備 弾種の認識不十分 点検の指導、監督不十分	自衛隊法第46条（懲戒処分）第1項第1号

事例3：防衛省本省内で保管していたPC等の紛失

【概要】

防衛省本省内で保管していたPC17台、テレビ14台等計41点（被害総額約180万円分）が盗難に遭う事件が発生しました。これらPC等の機器は、省内の廊下に保管されていたところ、他機関所属の隊員が4か月間にわたって、休日や深夜の人が少ない時間帯を狙って不法に侵入し、盗み出していました。



当該隊員は、逮捕・起訴され、懲役3年、執行猶予5年の判決を受けました。また、判決の中で、裁判長から「比較的大きく高価な備品が多数紛失していることに長期間気付かない防衛省の不適切な備品管理体制が本犯行を助長した」と指摘されました。関係者は、口頭注意となりました。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
管理不十分によるPC等の紛失	物品管理法第22条 （保管の原則）
	自衛隊法施行規則第57条第1項第1号 （隊員の遵守事項）